

【注意してください】

下記の書類は「雇用保険資格喪失確認通書」という書類で、**離職票ではありません。**

下記の書類で失業保険の手続きはできませんので、ご注意ください。

様式第6号の3(1) 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 (被保険者通知用)

確認通知年月日 070401

被保険者番号 4900-102047-1

被保険者氏名 カササ クニオ

事業所番号 4900-000147-1

資格取得年月日 160401

性別 1 (男)

管轄区分 0

離職等年月日 070331

生年月日(元号一年月日) 3 540701 (2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和)

事業所名略称 株式会社 雇用保険 那覇支店

被保険者種類 1 (1又は2 一般 3又は4 高齢者 5 期間 6 高齢者(65歳以上))

離職届交付希望 1 (1 有 2 無)

喪失原因 2 (1 退職以外の理由 2 2以外の退職 3 事業主の都合による退職)

産業分類 69

公共職業安定所 公共職業安定所長印

問12-2 **離職票**という書類は、誰からもらえるのでしょうか。

(答12-2)

離職票は**離職した事業所より**発行されます。

ただし、本人からの請求がないと発行されません。

失業保険の手続きを希望される場合は、**ご自身より**離職した事業所へ「離職票をください。」と請求をしてください。

問12-3 **離職票**の請求は自分からしなければならぬのでしょうか。ハローワークから会社へ請求してもらえないのでしょうか。

(答12-3)

離職票は**本人からの請求に基づき**作成される書類となります。必ず本人より請求(電話やメールなど)してください。

問12-4 **離職票**の請求をしましたが、発行までに3週間以上かかると言われました。

失業保険の手続きは、**離職票**がないとできないのでしょうか。

(答12-4)

失業保険の手続きには「**離職票**」が必要です。

ただし前もって**離職票**の請求をしているにもかかわらず、**離職日の翌日から12日以上経っても離職票が交付されない場合**、**離職票がない状態で、失業保険の仮受付手続き**を行うことができます場合がありますので、一度ハローワーク那覇雇用保険給付課(2階)までご来所ください。

※仮決定手続きの際、**退職日が証明できる書類**(退職証明書や社会保険喪失確認通知書)があれば必ず持参してください。

また、離職日の翌日から12日以上経過していない場合、仮受付手続きはできませんのでご注意ください。

※なお、仮受付手続き後、後日「**離職票**」を必ず提出しなければなりません。離職票の内容を審査した結果、失業保険の受給資格がないと判断された場合、仮受付手続きは取消しとなります。

(例えば・・・)

令和8年3月31日付け退職 の場合

失業保険の仮受付手続きができるのは、令和8年4月12日以降のハローワーク開庁日からとなります。

※この場合、令和8年4月12日は日曜日のため、4月13日以降仮受付が可能となります。

2026		4		月					
カレンダーの年		カレンダーの月		日曜日		週の最初の曜日			
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日			
	29		30		31	01	02	03	04
05	06	07	08	09	10	11			
12	13	14	15	16	17	18			
19	20	21	22	23	24	25			
26	27	28	29	30	01	02			

毎月12日以降は、失業保険の手続きで来所される方が多くなり、窓口の待ち時間が長くなりますので、お時間には余裕をもってお越しください。

問12-5 問12-4に書かれていた「失業保険の**仮受付**」は、離職日の翌日から12日以上経過していないとできない、ということでしょうか。

(答12-5)

はい、その通りです。

失業保険の仮受付ができるのは、直近の離職日の翌日から12日以上経過してからになります。(※離職日の翌日から12日以上経過していない間は仮受付はできません。)

ただし、離職日の翌日から**12日以上経過する前**に、直近の離職事業所より**離職票が届いた場合**、仮受付ではなく本受付となりますので、速やかに離職票を持参し失業保険の手続き(受給資格の確認)のためハローワーク那覇へご来所ください。

問12-6 問12-4に書かれていた「失業保険の**仮受付**」を4月13日にしました。

その後、離職票を4月25日に提出して受給資格があると言われました。この場合、失業保険の手続き日(受給資格決定日)はいつになりますか。

(答12-6)

上記例の場合、失業保険の手続き日(受給資格決定日)は、仮受付をした4月13日になります。

離職票を審査した結果、受給資格があると判断された場合、仮受付日を正式な手続き日(受給資格決定日)として、今後の手続きを進めていくことになります。